

令和7年度出会い応援テレビコマーシャル広報事業委託業務に関する仕様書

1 委託業務名

令和7年度出会い応援テレビコマーシャル広報事業委託業務

2 目 的

大分県内における結婚を希望する若者を後押しする機運の醸成及び「OITA えんむす部出会いサポートセンター」（以下「センター」という。）の入会申込みを促進するため、大分県内に在住する主に20代～30代の男女をターゲットとしたテレビコマーシャルによる情報発信を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

（1）テレビコマーシャル等に用いる動画作成

テレビコマーシャル及びウェブ広報（別の委託事業）に用いるPR動画（15秒）を、下記のとおり作成すること。

① 本 数 下記A～Cに示す15秒動画の3種（5本）

② 内 容 **動画A**

・婚活意欲（センター入会、イベント参加等）を想起させる構成

動画B

・センター入会を促進させる構成

動画C

・センターの特長を訴求する構成

③ 条 件 ・動画A～Cのいずれか1本に、OITA えんむす部部長（荒木直美氏）を出演させること。

・動画B及び動画Cの2本に、動画末尾に「協賛企業・団体のロゴ及びナレーション（「XXXX 株式会社は、この活動を応援しています。」の紹介）」を挿入できるよう構成し、協賛企業・団体別に、ロゴ及びナレーションを挿入するパターン（以下、「動画B－協賛あり」「動画C－協賛あり」）を作成すること。

・動画B及び動画Cの2本に、動画末尾に「協賛企業・団体のロゴ及びナレーション」を挿入せず、センターのロゴ及びナレーション（「OITA えんむす部で検索。」）の紹介を挿入したパターン（以下、「動画B－協賛なし」「動画C－協賛なし」という。）を作成すること。

④ 動画提案 上記①～③を踏まえ、動画案を作成し、提案すること。

（2）テレビコマーシャルの放映

上記（1）で作成した動画をテレビコマーシャルとして、下記のとおり放映すること。

① 放送内容 15秒スポット

受託者において、考査の手続き等を段取りし、放送期間に間にあうよう、スケジュール管理すること。

- ② 放送局 大分県内のテレビ局
- ・本業務のターゲットに効果的に訴求できる放送配分とすること。
- ③ 放送期間 動画の種類によって、下記のとおり定める。
- 動画A
- ・令和7年8月から契約期間満了まで
- 動画B－協賛あり、動画B－協賛なし
- ・令和7年10月から契約期間満了まで
- 動画C－協賛あり、動画C－協賛なし
- ・令和7年12月から契約期間満了まで
- ④ 放送本数 動画の種類によって、下記のとおり定める。
- 動画A、動画B－協賛なし、動画C－協賛なし
- ・事業費の範囲内で本業務のターゲットに効果的に訴求できる、十分な放送本数とすること。
 - ・事業費については、県原資（企業版ふるさと納税等）の状況により、増額の可能性があるため、その際は、適正に放送本数を増やすこと。
- 動画B－協賛あり、動画C－協賛あり
- ・受託者独自の営業活動により、本業務に対する協力を得る協賛企業
 - ・団体の獲得に務め、本業務のターゲットに効果的に訴求できる、十分な放送本数とすること。
 - ・受託者と協賛企業・団体の間で生じる協賛金や権利・義務の一切は、全て受託者に帰属するものとし、協賛等に係る各種条件については、受託者の責任において設定すること。
 - ・協賛企業・団体に対する各種手続（協賛受付に要する事務、ロゴ及びナレーション等の挿入、出稿調整、出稿状況報告、その他作業の実施報告、売上回収等）については、受託者の責任において対応すること。
 - ・県が必要と認める場合は、受託者による企業・団体等あて本業務等に係る説明に、県も同席することができる。
 - ・受託者が本業務の遂行のために、センターに協力を求める場合は、センターと協議の上で、センターにその対価を支払うものとする。
 - ・受託者は、協賛を希望する企業・団体について、必ず県あて書面申請及びその承認※を得た後、放映すること。
 - ・県は、県が「協賛の継続が適切でない」と判断した場合において、協賛の承認を取り消すことができる。また、取り消しの際、県は受託者及び協賛企業・団体に対し、一切の補償は行わないものとする。

※次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の協賛は、承認しない。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制される業種又は事業者
- （２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団

- 員と密接な関係を有する事業者
- (3) 消費者金融に係る業種又は事業者
 - (4) たばこに係る業種又は事業者
 - (5) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
 - (6) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
 - (7) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
 - (8) その他、県が「テレビコマーシャルに協賛することが適当でない」と判断した業種又は事業者

- ⑤ 放送計画 上記①～④を踏まえ、動画A、動画B－協賛なし、動画C－協賛なしの放映に係る放送局、タイムランク区分別の放送本数の計画を作成し、提案すること。
- ⑥ 協賛計画 上記①～④を踏まえ、動画B－協賛あり、動画C－協賛ありの放映に係る協賛企業・団体の目標を定めた協賛計画を作成し、提案すること。
- ⑦ 協賛紹介 上記①～④及び⑥を踏まえ、本事業に係る協賛金及び各種条件等を定めた協賛紹介（企業・団体向け）を作成し、提案すること。
- ⑧ 実績報告 動画A、動画B－協賛なし、動画C－協賛なし及び動画B－協賛あり、動画C－協賛あり別に放映に係る放送局、タイムランク区分別の放送本数の実績、動画B－協賛あり、動画C－協賛ありの放映に係る協賛企業・団体の数等について、毎月報告すること。

(3) 企業版ふるさと納税に係る紹介協力

動画A、動画B－協賛なし、動画C－協賛なしに係る事業費の原資となる企業版ふるさと納税*について、県が企業（本社が大分県に所在する企業は対象外）あて「企業版ふるさと納税の制度及び県の地方創生プロジェクトの説明」を実施する際に、説明対象となる候補企業の紹介や県説明時の同行等に協力すること。

*企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

[参考①] 内閣府「企業版ふるさと納税をぜひご活用ください！」

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20240822.html

[参考②] 内閣府「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について」

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/dai8/seidosetsumei.pdf>

(4) テレビコマーシャルと連動したPR活動

テレビコマーシャルの放送計画等と併せて、本業務の目的を達成するために効果のある取組がある場合は、組み合わせて提案すること。

なお、提案の実施に要する費用等については、受託者の負担とするが、実施に要する支援（婚活に係るノウハウ及び情報等の提供、後援名義の付与、県やセンターのホームページによる情報発信等）については、県及びセンターも相談に応じる。

[PR活動の例]

- ・各種イベントにおいて、「テレビコマーシャルと連動した企画・出展」を行う。
- ・県主催婚活イベントに係る「参加者募集の告知」をテレビ放送や新聞で行う。
- ・協賛企業・団体と連携した「婚活に関するイベント」を行う。
- ・テレビ放送において、「婚活に関する番組・特集」を行う。
- ・新聞・雑誌において、「婚活に関する特集・連載」を行う。

(5) 協賛企業・団体と連携したセンター会員向けのサービス提供

協賛企業・団体のうち、センター会員向けのサービス提供を行う旨を同意した企業・団体については、センターの協力（システム利用等）を得て、センター会員向けのサービス提供を実施できる。なお、センターの協力については、センターと協議の上で、受託者は、センターにその対価を支払うものとする。

[サービス提供の例（業種別）]

小売業：洋服○%割引、観光業：遊園地入場料○%割引、宿泊業：宿泊料○%割引、写真館：フォト婚費用○%割引、結婚式場：挙式費用○%割引（2人とも会員の場合＋○%割引）、自動車販売：新車購入費○%割引、家電量販：冷蔵庫購入費○%割引、住宅メーカー：住宅購入費○%割引、金融機関：住宅ローン手数料○%割引

5 成果物

業務終了後に速やかに下記を納品すること。

- (1) 業務実績報告書（テレビコマーシャル放映実績、センターホームページの閲覧数・センター入会者の数・認知経路等と紐づけた効果検証結果を盛り込むこと。）
- (2) その他県が必要と認めるもの

6 その他

- ・契約に当たり、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- ・契約締結後、速やかに契約期間中のスケジュールについて、作成し提出すること。
また、担当者を選定し、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとるとともに、県から派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること。
- ・受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適宜、連絡、確認を行いながら実施すること。
- ・事業の実施時期、期間については、県と協議のうえ、決定すること。
- ・内容に変更が生じる場合は、その都度、事前に県と協議すること。
- ・本業務を遂行するに当たり、機密情報及び個人情報の保護に十分に注意すること。
また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負う。
- ・成果物に係る権利は、全て県に帰属するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議によって業務を進めるものとする。